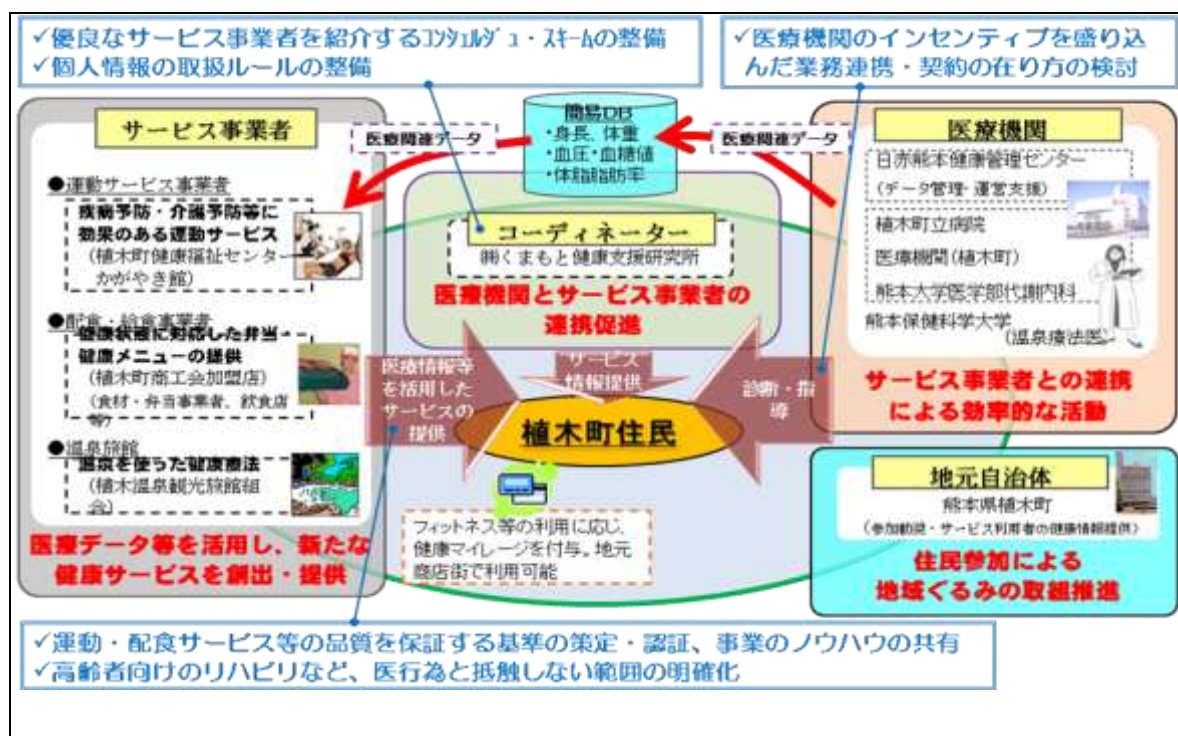


図Ⅲ-4-15 疾病予防等を包括的に支援するサービスの創出（熊本県旧植木町）

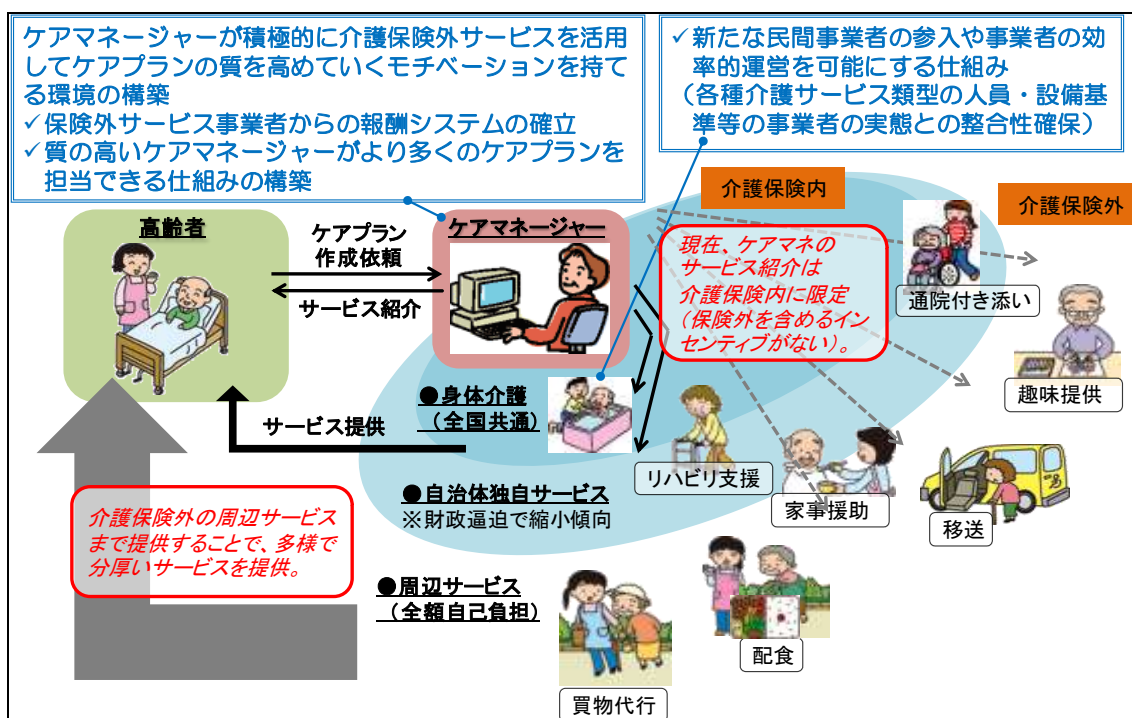


出所：経済産業省作成

次に、介護分野において、介護を中心に総合的な高齢者向けサービスを創出し、かつ充実していくためには、まず、介護保険のサービス分野について、新たな民間事業者の参入や事業者の効率的運営を可能にする仕組みなどの環境整備を進めることでサービス供給を分厚くしていくことが欠かせない。そのためには、前述したように、IT等を活用した業務効率化と親和性の薄い制度については、事業者の実態との整合性を改めて確認していく作業が必要となる。

また、介護保険外のサービス分野についても、個人の多様なニーズに応じたサービス組成が可能となるよう、高齢者のケアプランを作成するケアマネジャーが積極的に介護保険外サービスを活用してケアプランの質を高めていくモチベーションを持てる環境を構築する必要がある。そのためには、保険外サービス事業者からケアマネジャーに対する報酬システムの確立や、より質が高いケアプランを作成するケアマネジャーがより多くのケアプランを担当できる仕組みの構築が必要と言える。

図Ⅲ-4-16 介護を中心とした総合的な高齢者向けサービスの創出



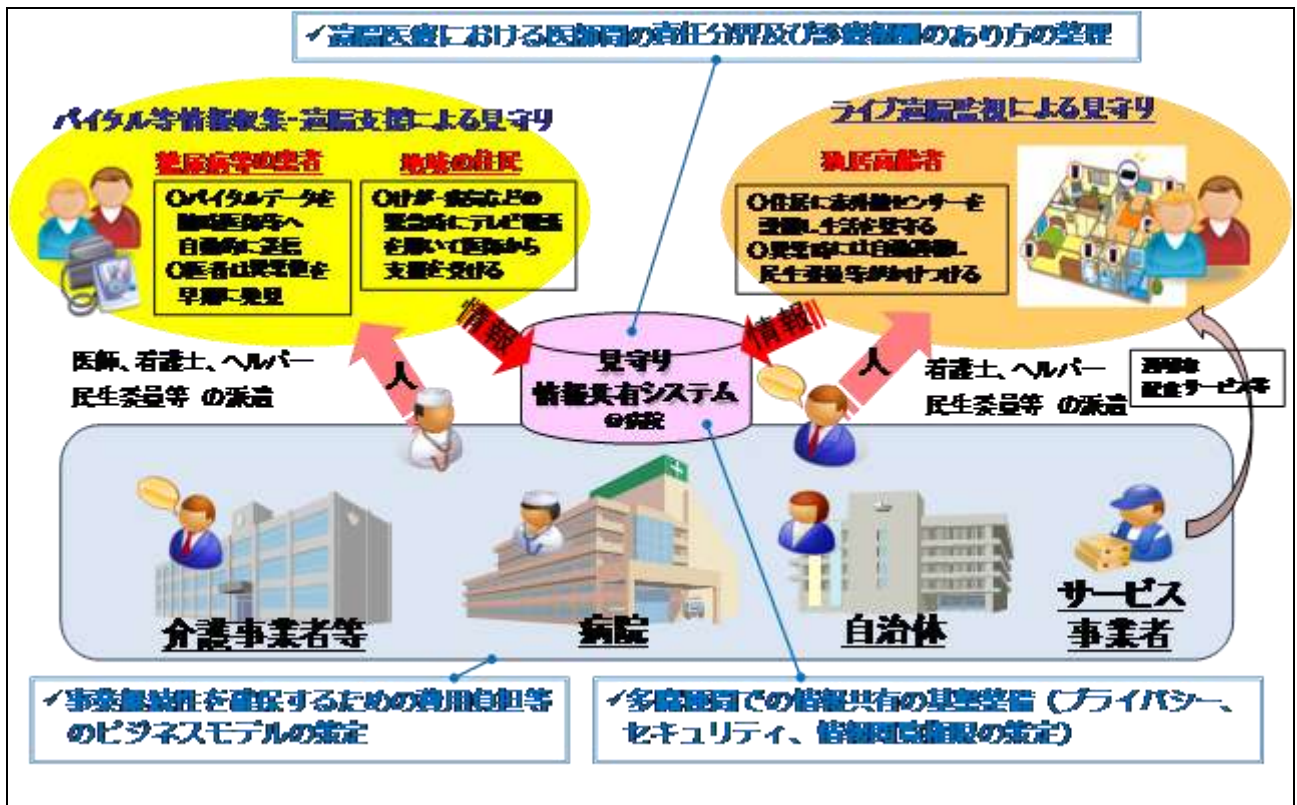
出所：経済産業省作成

また、生活見守りについては、平成 21 年度事業より、中山間地域等における生活の見守りサービスの創出を試行している。例えば、和歌山県すさみ町では、自治体・病院・介護事業者等が一体となり、独居高齢者には住居に設置した赤外線センサーを通じて遠隔見守り・異常時自動通報、糖尿病等の患者にはバイタルデータの自動送信を通じて病状データの収集・異常値の早期発見、地域の住民には怪我・病気時の医師からの遠隔支援がそれぞれ提供され、それらの情報は見守り情報共有システムに一元管理がなされている。

なお、こうした事業からも、以下のような課題が浮き彫りになっており、今後の解決が望まれる。

- ・事業継続性を確保するための費用負担等のビジネスモデルの策定
- ・多職種間での情報共有の基盤整備（プライバシー、セキュリティ、情報閲覧権限等の策定）
- ・遠隔医療における医師間の責任分界及び診療報酬のあり方の整理

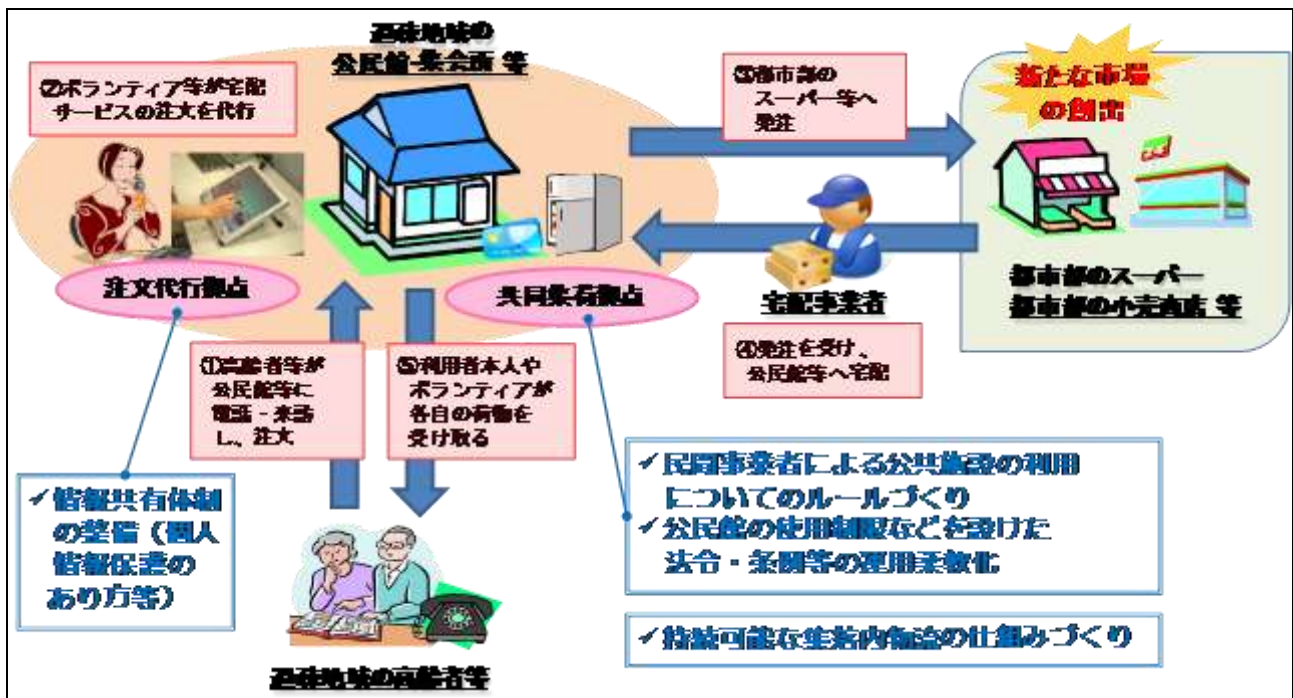
図Ⅲ-4-17 山間地域等における生活の見守りサービスの創出（和歌山県すさみ町等）



出所：経済産業省作成

最後に、過疎地を中心に、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々が多いことを前述したが、買い物支援サービスについては、買物が不便な地域の高齢者と都市部のスーパーや小売商店を結びつける役割を地域の公民館や集会所等が担い、高齢者側では注文を一括して請け負う注文代行拠点、事業者側では配送・受取を一括して担う共同集荷拠点として活用するビジネスモデルの確立が求められる。そのためには、民間事業者による公共施設の利用についてのルールづくり、公民館の使用制限などを設けた法令・条例等の運用柔軟化、持続可能な集落内物流の仕組みづくり、情報共有体制の整備（個人情報保護のあり方等）といった課題を解決していくことが必要となる。

図Ⅲ-4-18 過疎地域における買い物等支援サービス

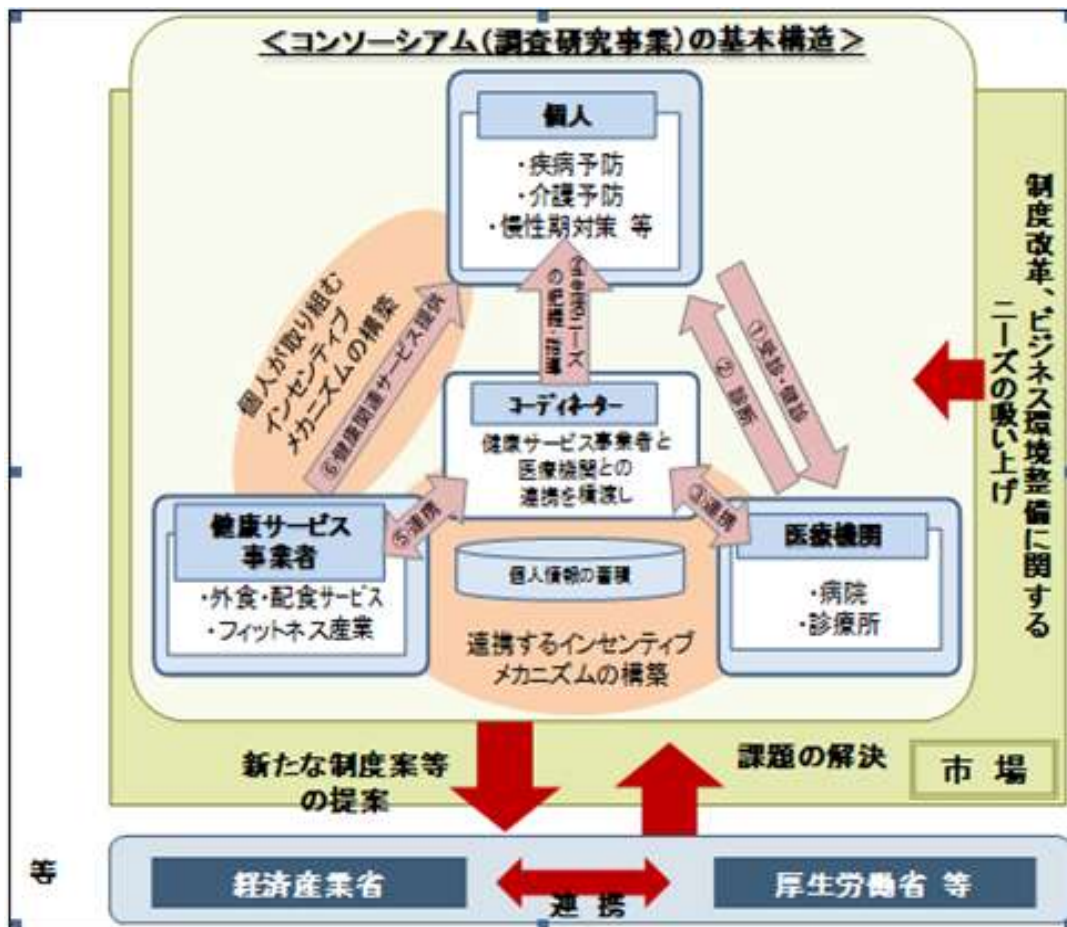


出所：経済産業省作成

iii) 新たなサービス産業創出のための環境整備

以上、新たなサービス産業創出の事例や考え方をいくつか見てきたが、新たなサービス産業を創出するためには、個々人の多様なニーズを把握し、それに応じて、医療・介護機関や医療・介護・高齢者生活支援サービス事業者などの様々なサービスをアレンジするコーディネーター機能の強化が欠かせない。今後、全国各地において、医療・介護機関、医療・介護・高齢者生活支援サービス事業者及びコーディネーターが参画するコンソーシアムを組成し、そこから制度改革やビジネス環境整備に関する課題の吸い上げが行われるべきである。さらに、そこから抽出された新たな制度や課題については、関係省庁が積極的に連携し、解決を図っていくべきである。

図III-4-19 コンソーシアムの基本構造



出所：経済産業省作成

④ 医療分野における IT 活用

i) 個人のヘルスケア関連情報の効果的活用

高度・効率的な医療サービス等を提供していくためには、IT の活用は欠かせない。個人、医療・介護機関、医療・介護・高齢者生活支援サービス事業者、コーディネーターなどの単なる連携にとどまらず、更に高度な IT 活用を通じて情報共有ネットワークが構築されることで、場所や時間を問わず異常状態の早期発見が行われ関係機関の医療サービスを受けることができる「リモート・リアルタイムサービス」が可能となる。

さらに、個人のヘルスケア関連情報（パーソナルヘルスレコード（PHR））を一括収集・蓄積することで、過去の診断履歴や DNA 情報等に基づく最適化された医療サービスを提供する「テーラーメイドサービス」の提供も可能となる。

現在、経済産業省・厚生労働省・総務省が連携し、国民が自らの健康・医療情報等を生涯を通じて収集・活用し、適切に医療機関・民間事業者等と共有することによって、より効果的なサービスを受けられる PHR システムの構築を目的とした実証事業を実施している。

さらに、こうした個人のヘルスケア情報を匿名化して全国規模で収集・蓄積・分析・活用することや、地域内の医療機関等に蓄積された情報を活用することで、効率的・効果的な公衆衛生対策が実現されるとともに、新たな医療技術、医薬品、医療機器といった医療関連サービスの開発が促進され、医療情報と新たなサービスの創出の好循環が期待される。

また、これまでの診断・治療は医師個人の経験・技術に大きく依存したが、今後は大量のデータに基づいたコンピューティングに基づくAI技術による診断・治療支援などITを通じた診断・治療技術の高度化が可能になり、医師の負担などが軽減されることも期待される。

図Ⅲ-4-20 情報共有ネットワーク



出所：経済産業省作成

ii) IT活用に向けた施策

なお、こうしたIT活用の促進のためには、健康・医療・介護情報の標準化が欠かせない。具体的には、健康・医療・介護情報に関して標準化すべき項目の整理、国際標準に基づいた病院間で共有すべき情報の国内標準の策定、標準準拠電子カルテの導入促進支援等が必要である。

また、個人情報の取扱ルールの策定も欠かせない。具体的には、多職種での情報共有を念頭に置いたアクセス管理・セキュリティ管理・標準約款等の情報運用ガイドラインの策定、収集された情報を2次活用する場合に必要な情報の匿名化ルール策定などの整備が必要である。